

九〇年代中国における婚姻と社会移動

林 明 鮮

—女性の婚姻行動と資源所有との関係を中心に—

はじめに

一九七八年に中国政府は、改革開放・市場経済化の政策を決定した。こうした政策のもとでの政治・経済システムの変化は中国人の社会生活のあらゆる側面に影響を及ぼしている。とりわけ婚姻行動に対して与える影響は大きく、農村女性の結婚による都市移住の増加、離婚の増加、国際結婚の増加などは、そうした影響の顕著な例である。一九八六年に中国社会科学院が七四の都市と農村について行った調査では、結婚によつて都会へ移住する農村女性の数が増えていることが報告されている。⁽¹⁾ こうした結婚による農村女性の都市移住は、単なる地域間移動ではなく、貧しい地域から豊かな地域へと向かう垂直的社会移動でもある。⁽²⁾

本稿では吉林省延辺朝鮮族自治州と江蘇省如皋市を主たる事例として取り上げる。一九九〇年代における市場経済化の一層の進展につれて、吉林省延辺では、離婚の増加ばかりでなく、女性の国際結婚の増加が見られる。⁽³⁾ また、江蘇省如皋市では、結婚により貧しい地域から流入する農村女性が急増している。つまり、結婚、離婚、再婚、国際結婚といった婚

姻行動が、女性が経済的状況の悪い地域から良い地域に移住する手段となる例が見られる。しかしながら、既存の研究では、中国におけるこうした地域間移動現象の要因については、都市・農村間の経済的格差、学歴の格差に言及するにとどまり、⁽⁴⁾地域間移動と婚姻行動との関係や、個人が所有している職業・収入・学歴・年齢などの資源と女性の婚姻行動との関連についてはふれられていない。

本稿の課題は、吉林省延辺女性の離婚・再婚・国際結婚による社会移動と、江蘇省如皋市の結婚による社会移動とを、個人が所有している資源との関連で考察することである。⁽⁵⁾具体的には、どのような女性が社会的地位を改善するために結婚・離婚・再婚・国際結婚を利用しているのか、女性は結婚・国際結婚においてどのような資源を交換に持ち込むのか、を考察したい。

本稿では、筆者が一九九七年から一九九八年にかけて延辺での資料調査及びヒヤリングにより得たデータと、杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅による「対外来妹婚育管理情况的調査与思考」(一九九五)⁽⁶⁾の結果を用いて、朝鮮族の集中している延辺と、漢民族の集中している江蘇省では、婚姻による社会移動において、どのような共通点と相違点があるかを考察する。以下では延辺の離婚・再婚・国際結婚による社会移動を(一節)、次に江蘇省の如皋市での社会移動を(二節)分析し、それらの結果について、理論的な視点を踏まえながら考察を加える(三節)。

一 延辺における離婚と国際結婚

(一) 調査地の概況と婚姻の特徴

延辺朝鮮族自治州は、一九五二年九月三日「延辺朝鮮族自治区」として成立し、一九五五年に同自治州に改められた。

同自治州は延吉、図門、敦化、竜井、琿春の五つの市と、汪清、安図の二県を所轄している。延辺の総面積は四万二、七〇〇平方キロメートルであり、ロシアおよび朝鮮民主主義人民共和国と国境を接している。同自治州は、総人口二一八万

五、〇〇〇人であり、漢族をはじめとする一六の民族が居住している。民族別では漢民族が最も多く五七パーセントを占め、朝鮮族が三九パーセントを占めている。

筆者は一九九七年から一九九八年にかけて二回にわたって延辺中級人民法院、延吉市基礎人民法院の河南法廷および河北法廷、延辺大学婦女問題研究所、延辺大学家庭法律事務所、延辺婦女問題研究所、延辺民政局、延辺婦女雜誌社、延吉市S街道（行政末端組織）の離婚の司法調停機関を訪ね、資料収集およびヒヤリングをおこなった。

以下の分析で用いるデータは、延辺人民法院、S街道の調停機関において筆者の収集したデータ、および延辺大学の李承梅による国際結婚の研究が提示しているデータである。延辺人民法院では、一九八〇年から一九九六年までの裁判離婚のデータを入手し、ヒヤリングをおこなうことができた。S街道では、ヒヤリングと同時に、一九九二年から一九九七年の間に調停を受けた夫婦二九七組の記録を調査することができた。また延辺大学婦女問題研究所では、李承梅が行った国際結婚調査の資料を入手することができた。S街道の調停記録調査では、職業と収入が記録されていないケースが多く、当事者の経済的情况について統計をとることができなかった。しかし、調停記録中の離婚原因の記述から、ある程度まで生活状況を推測することができた。

延辺朝鮮族は、他の民族に比べ、学歴・離婚率が高く、再婚・国際結婚が多いという特徴がある。一九九〇年第四次人口調査によると、同民族は、一〇〇万以上の人口をもつ一九の民族のうち、中学以上の学歴所持者の割合が最も高く、非識字率も最も低い。⁽⁸⁾ また吉林省は全国的にみても離婚率の高い地域である(表1)が、なかでも延辺は全国でも離婚率の極めて高い地域でもある。普通離婚率(人口千人あたりに占める離婚件数)は、一九九五年で三・九九(協議離婚四、七五四件、訴訟離婚三、九三二件)、一九九六年で三・五四(協議離婚三、八九〇件、訴訟離婚三、八四〇件)であった。延辺人民法院のデータ(表2)をみると、一九八〇年から一九九六年までの一六年間で、同人民法院の離婚事件の処理件数はおよそ七倍に増加し、離婚件数はおよそ九倍に増加している。また離婚率だけでなく、国際結婚の多い地域としても注目される(表3)。国際結婚をした女性のうち、約四人に一人は離婚経験のある再婚者である(朝鮮族の国際結婚の二七%)。このことは、延辺に

表 1 中国における地域別離婚の推移

地域名	年次別普通離婚率 (%)											
	1980	1981	1982	1983	1984	1990	1991	1993	1994	1995	1996	1997
全国	0.34	0.39	0.42	0.41	0.44	0.71	0.72	0.78	0.83	0.89	0.94	0.99
新疆	3.94	3.37	4.14	4.13	4.13	3.73	3.91	3.33	3.23	3.27	3.49	3.59
吉林	0.47	0.58	0.59	0.62	0.69	1.57	1.59	1.80	1.92	2.03	2.14	2.15
遼寧	0.39	0.49	0.56	0.55	0.63	1.44	1.51	1.65	1.87	1.99	2.09	2.17
黒龍江	0.46	0.56	0.66	0.62	0.70	1.54	1.63	1.72	1.86	2.07	2.20	2.28
北京	0.45	0.57	0.58	0.57	0.60	1.31	1.47	1.69	1.87	1.87	1.91	2.04
上海	0.29	0.42	0.46	0.50	0.54	1.22	1.33	1.45	1.54	1.74	1.88	2.08
天津	0.31	0.38	0.39	0.43	0.43	0.77	0.79	1.01	1.17	1.21	1.36	1.38
青海	0.74	0.83	0.79	0.82	0.87	1.23	1.27	1.43	1.38	1.40	1.39	1.55
内蒙古	0.39	0.45	0.50	0.47	0.54	0.85	0.90	1.09	1.11	1.24	1.30	1.32
寧夏	0.28	0.46	0.50	0.46	0.51	0.76	0.81	0.89	1.00	1.01	1.07	1.13
四川	0.21	0.29	0.30	0.27	0.31	0.75	0.78	0.92	1.01	1.10	1.18	1.47
陝西	0.39	0.43	0.44	0.45	0.52	0.74	0.78	0.83	0.85	0.88	0.92	0.97
湖南	0.29	0.34	0.39	0.38	0.41	0.61	0.60	0.71	0.76	0.82	0.87	0.91
雲南	0.32	0.36	0.39	0.39	0.41	0.65	0.66	0.73	0.78	0.80	0.85	0.87
浙江	0.22	0.26	0.27	0.25	0.31	0.52	0.54	0.61	0.64	0.71	0.76	0.86
湖北	0.26	0.32	0.34	0.33	0.36	0.60	0.62	0.63	0.66	0.68	0.70	0.85
河北	0.39	0.43	0.46	0.44	0.43	0.60	0.62	0.65	0.70	0.73	0.79	0.83
山西	0.65	0.84	0.76	0.74	0.78	0.76	0.72	0.72	0.77	0.77	0.78	0.79
河南	0.30	0.32	0.34	0.34	0.36	0.55	0.54	0.58	0.66	0.69	0.73	0.76
甘肅	0.37	0.39	0.38	0.37	0.40	0.62	0.66	0.70	0.70	0.72	0.77	0.75
江蘇	0.16	0.21	0.24	0.21	0.22	0.39	0.46	0.53	0.59	0.64	0.68	0.75
貴州	0.37	0.38	0.40	0.36	0.43	0.67	0.69	0.68	0.70	0.71	0.74	0.72
福建	0.20	0.25	0.25	0.24	0.28	0.41	0.42	0.44	0.45	0.50	0.59	0.66
山東	0.22	0.27	0.28	0.28	0.28	0.45	0.45	0.51	0.53	0.55	0.61	0.65
広西	0.33	0.38	0.37	0.37	0.40	0.52	0.51	0.49	0.54	0.57	0.60	0.59
安徽	0.18	0.23	0.21	0.20	0.22	0.42	0.37	0.37	0.44	0.50	0.54	0.58
広東	0.24	0.28	0.31	0.29	0.32	0.41	0.43	0.44	0.46	0.50	0.54	0.56
江西	0.32	0.33	0.34	0.30	0.34	0.47	0.46	0.50	0.49	0.50	0.50	0.52
西藏	0.34	0.19	0.14		0.21	0.32	0.38		0.28	0.59	0.40	
海南						0.41	0.38	0.36	0.43	0.39	0.43	0.41

注：①この表は中国人口年鑑（1980-1997）により作成。

②空欄は数値が欠けている。

③1985-1989年，1992年はデータが欠けている。

表 2 延辺中級人民法院の離婚事件の推移

年次	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ
	件数			比率		
1980	612	448	164	100	73.2	26.8
1981	597	468	129	100	78.4	21.6
1982	774	578	196	100	74.7	25.3
1983	944	678	266	100	71.8	28.2
1984	1,240	854	386	100	68.9	31.1
1985	994	810	184	100	81.5	18.5
1986	1,069	894	175	100	83.6	16.4
1987	1,585	1,327	258	100	83.7	16.3
1988	1,816	1,447	369	100	79.7	20.3
1989	2,453	1,998	455	100	81.5	18.5
1990	2,766	2,191	575	100	79.2	20.8
1991	3,154	2,598	556	100	82.4	17.6
1993	3,550	3,028	522	100	85.3	14.7
1994	4,048	3,509	539	100	86.7	13.3
1995	4,316	3,932	384	100	91.1	8.9
1996	4,263	3,890	373	100	91.3	8.7
80-90	34,181	28,650	5,531	100	83.8	16.2

出典：延辺中級人民法院。

注：1992年は統計がとれていない。

において離婚と国際結婚に大きな関連があることを示唆している。

(二) 離婚申請者の特徴…S街道のデータ

離婚申請者は改革開放（一九七八年）後の結婚者が九五パーセントを占めている。このことから、現在生じている離婚のほとんどが改革・開放後に結婚した者の離婚である。

延辺における近年の結婚動向では、請負婚（包弁婚姻）や売買婚はなく、早婚傾向もない。離婚者の平均初婚年齢は、夫が二七歳、妻は二四歳である。また、離婚申請者のなかでは、恋愛結婚のほうがその他の結婚より離婚比率が高く、八九パーセントを占めている（表4）。

離婚の申請者をみると、妻の不倫が原因で離婚を申請した夫を除いて、ほとんど妻側が離婚を申請し、離婚の理由を述べたのもほとんど妻側である。妻からの離婚申請が八割以上を占めている。これは夫側が離婚の原因をつくっているケースが多いからである。

また就労可能な若い年齢層の離婚が支配的である。

表 3 延辺朝鮮族の国際結婚の推移 (1990.1.1-1994.3.31)

単位：件数

年度	総計	朝鮮族総数	朝鮮族の国・地域別結婚相手							結婚形態		
			朝鮮族 性別総数	台湾・香港・ マカオ	華僑	韓国	日本	北朝鮮	その他	初婚	再婚	
1990	23	12	男	4					4		3	1
			女	8	2			1	5		8	
1991	47	34	男	13					13		10	3
			女	21	3	2	1	2	13		18	3
1992	83	62	男	3					2	1	1	2
			女	59	3		42	7	5	2	41	18
1993	630	622	男	6		1	1		3	1	3	3
			女	616	1	3	597	9	3	3	465	151
1994 (1-4月)	152	149	男	4		1	3				3	1
			女	145		1	140	4			90	55
合計	935	879	男女	879	9	8	784	23	48	7	642	237

出典：①李承梅，1994，「延辺朝鮮族女性的涉外結婚」【女性研究】，延辺大学出版社，205-206頁により作成。

②李承梅のデータは延辺民政局「婚姻登録弁公室」の提供によるものである。

これは女性の再婚の可能性と関係していると考えられる。女性の離婚は年齢的制約と強い関係がある(表5)。離婚を申請した妻の内訳は、四四歳までが九二・三パーセントで、それ以上の年齢は一割にもならない。四四歳以下の妻が九割以上を越えるのは年齢資源が離婚に大きく影響を与えているためであると考えられる。

婚姻継続年数と離婚との関係では、アメリカや日本では婚姻継続年数の五年未満と五〜九年階層の比率が最も高いが、延辺では五年未満と一〇〜一四年階層の比率が同じである(表6)。

(三) 近年の離婚の原因

一般的に、個々の離婚をもたらす原因は複数存在し、主たる原因を特定することは困難である。しかし、個人が挙げる離婚の主な原因は、ある時期の離婚の傾向を表していると考えられる。ここでは、S街道のデータと、延辺人民法院でのヒヤリングにより、延辺の離婚の原因を考察する。

S街道のデータにより妻側が申請した主な原因について統計をとると、「性格の不一致」を除けば、経済問題、不倫、生活習慣上の問題が占める比率が高い¹⁰⁾。

表 4 離婚申請者の婚姻形態

結婚形態	組	比率
自由恋愛	173	64.8
紹介・恋愛	65	24.3
紹介	29	10.9
総計	267	100

注①S 街道 (1992-1997)。

②30 組は結婚形態不明のため外した。

表 5 離婚時の夫婦の年齢分布

年齢	人数		比率	
	夫	妻	夫	妻
20-24	2	10	0.7	3.4
25-29	51	69	17.2	23.2
30-34	70	84	23.6	28.3
35-39	89	70	30.0	23.6
40-44	50	41	16.8	13.8
45-49	17	10	5.7	3.4
50-59	13	12	4.4	4.0
60 以上	5	1	1.7	0.3
総計	297	297	100	100

注：S 街道 (1992-1997)。

表 6 離婚申請者の婚姻継続年数

継続年数	組	比率
5 年未満	76	25.9
5-9	96	32.8
10-14	77	26.3
15-19	29	9.9
20 年以上	15	5.1
総計	293	100

注：S 街道 (1992-1997)。

経済問題では、妻の失業を原因として離婚申請をした夫は二人しかいないが、「夫の失業・生活力なし」(三〇件)、「夫の借金・ギャンブル、商売の失敗」(二八件)といったように、夫に経済上の過失を原因として離婚を申し出た女性は五八人もいた。

「不倫・不倫疑惑」については、夫婦の一方がカラオケ、バー、ダンスホールへ通うなどして夜遅くなったり、ホステスと不倫関係になったりして離婚する例が多い。

生活習慣上の問題では、夫が飲酒したり、カラオケ、ダンスホールへ通うことや、いつも夜遅く帰宅したりすることが含まれる。夫の生活問題の原因とする離婚申請は三〇件で、妻のそれを原因とする申請は三件である。

次に、延辺人民法院のA裁判官へのヒヤリングの結果を考察しよう。それによれば、延辺人民法院が扱った離婚については以下のような傾向が見られた。

一九九〇年から一九九五年までの離婚の特徴をみると、階層別では、①無職、日雇い労働者、あるいは固定収入がない者に離婚が多く、②知識層には離婚が少ない。また、③一部の営利階級のなかにも離婚が多いが、彼らは経済的地位の低い階層と離婚のプロセスが違う。例えば、会社や飲食店などの経営者は社会経済的地位の低い階層のように法廷で争うことがなく、妻の要求通りに金銭と財産を譲り、婚姻登記管理機関へ行って協議離婚をするケース(俗称・高額離婚)が多

年齢階層別の分布については、離婚は三〇〜三九歳の間の年齢層に最も多く、次に二〇代で、四〇代も少なくない。この結果はS街道データとほぼ同様である。年齢別に離婚の原因をみると、離婚件数の最も多い三〇〜三九歳の年齢層には、妻が出国して稼いだ金銭を夫がギャンブルに全部使ってしまったり、カラオケ、ダンスホールなどでホステスと不倫をしたりして離婚することが多い。妻側をみると、飲食店、カラオケ、バーなどで働きたいが、夫が同意しないため離婚を決定することもある。二〇代では、年齢層が若いこともあって一目惚れで結婚するなど、互いに相手を十分知らないまま結婚することも多く、そのような場合には結婚後の安定を欠く。年齢が若いため家庭で問題がおきると、その困難を乗り越えられず離婚してしまうケースが多い。四〇代以上には再婚者が多い。再婚者は一生を添い遂げようとする人が少ない。再婚者の結婚生活では双方の子供どうしが衝突しやすく、また双方とも経済力がある場合が多いため、初婚より容易に別れる。

また都会だけでなく、農村でも離婚が増える傾向にある。夫は稼ごうとせず、酒を飲んで妻に暴力をふるったり、ギャンブルをしたりすることが多い。また、農村の妻も都会のカラオケや飲食店、バーなどで働いて経済的収入が多くなると、農民の夫が嫌になり、離婚して都会の男性と再婚することがある。

農村でも都会でも女性側から離婚をつきつけることがほとんどである。これはS街道のデータにも一致している。以前は「一度結婚すると、女性というのは生活に困っても夫に依存して生活するものだ」と女性は考えた。しかし、市場経済の影響を受けた今日の女性は経済的に自立すると、夫が義務を果たさない場合には夫と別れてしまう。このことは女性の価値観に大きな変化が起きていることを表している。時代別にみると、中国の女性は、一九六〇年代の「労働者階級が社会を支配する時代」には労働者階級に憧れ、七〇年代の「軍人が社会を支配する時代」には軍人に憧れ、八〇年代と九〇年代の市場経済化の時代には「能力があり、金持ちの男性」に憧れているという。

(四) 国際結婚と資源所有

延辺では、離婚と国際結婚に関係があるということが分かる。表5で見たように離婚は二〇〇四四歳（八割以上）までの年齢的制約が少ない女性に集中している。また、離婚に至るケースでは、夫側に原因があるとする離婚申請の割合が非常に高い。このことから、現在の婚姻に不満をもつ延辺の女性においては、義務・責任を果たせない夫と別れたいという欲求と、経済的に依存できる男性と再婚したいという欲求が重なっていると考えられる。以下では、結婚市場において、どんな離婚女性が、どんな外国の男性と結婚し、彼らの「結婚取引」ではどんな資源が持ち込まれるかを考察しよう。

延辺では、一九九〇年から国際結婚による社会移動のブームが始まった（表3を参照）。一九九〇年から一九九三年までの国際結婚の数は、二三から六三〇に急激に上昇している。朝鮮族の占める割合をみると、一九九〇年から一九九四年の四月の間に生じた国際結婚のうち、朝鮮族を一方に含む結婚は九四パーセント（九三五件中八七九件）を占めている。またそのなかで、朝鮮族の再婚者は二七パーセント（八七九件中二三七件）を占めており、約四人に一人である。

延辺朝鮮族の国際結婚における結婚相手の国籍をみてみよう。国際結婚をした延辺朝鮮族男性は三〇人で、相手の女性の国籍は北朝鮮が二人、韓国四人、華僑二人、ロシア国籍の朝鮮族一人、その他一人である。男性の同民族間の結婚は三〇人のうち、二七人で九三パーセントを占めている（その他一人を除く）。延辺朝鮮族女性の場合は八四九人で、相手の女性の国籍は韓国七八〇人、日本二三人、アメリカ国籍の朝鮮族四人、残りは英国、台湾、香港、マカオの華僑や朝鮮族である。女性の九一・九パーセントが経済的に進んだ韓国の男性と結婚するのに対して、男性は母国より経済的に遅れた国の同民族女性と結婚している。要するに、延辺における朝鮮族の国際結婚の九割以上は、国籍を異にする同民族間の結婚である。

国際結婚の再婚者をみてみよう。国際結婚をした男性三〇人のうち、再婚者は一〇人で、三人に一人が再婚者であった。男性は四〇〇五〇代が最も多く、年齢が近い女性と結婚している。それに対して、延辺朝鮮族の女性再婚者は二二七人で、女性の国際結婚の二六・七パーセントを占め、約四人に一人は再婚者である。延辺朝鮮族女性の再婚者は二〇〇三〇代の

離婚女性がほとんどである。一九九四年の一月から四月にかけて延迎で国際結婚をした女性一四五人のうち、五五人は再婚で、三九・九パーセントを占めている。そのうち、六人は未亡人で、残りの四九人は離婚経験者である。年齢は四九人のうち、三人だけが四一〜四二歳で、その他は二〇〜三〇代である。なお、相手の男性との年齢差が非常に大きいという特徴があり、六歳から一二歳差までが分布の山になっている。

国際結婚をした延迎朝鮮族の女性の職業をみると、安定した職業をもっている女性は七パーセント、その他は農民、無職、日雇い、個人商売である。学歴別では、中卒、高卒が最も多く、通信大学を卒業した女性は二〜三人しかいないという。

婚姻相手である韓国の男性をみると、三〇〜四〇代が最も多い。また初婚者が多く、男性総数の六五パーセントを占めている。職業別にみると、九四パーセントの韓国男性は農民、建設労働者で、六パーセント程度が社長、公務員、会社員である。学歴別にみると、大半が中卒、高卒で大学以上の学歴保持者は非常に少ないという。

なぜこれほど多くの再婚女性が国際結婚を選ぶのか。延迎婦女雑誌社の李善姫らによる国際結婚に関する調査をみてみよう。⁽¹²⁾ 李らの調査は、夫に経済的能力のある家庭は比較的に安定しているが、夫の経済力がない場合には離婚の危機に直面することが多いことを指摘する。「なぜ韓国人の男性と結婚しますか」という質問をすると、離婚経験のある女性たちは「夫があまりにも能力がないので、やむを得ず韓国へいきます」と答えたという。もちろん多くの女性が国際結婚をするために離婚するのではないだろうが、不満足な夫との結婚生活が限界に達した女性たちに対して、国際結婚ブームという機会の到来が与える影響は極めて大きいと考えられる。

要するに、学歴・職業・収入といった資源が少なく、年齢的制約の小さい女性が、不満足な結婚を解消し、資源が多い男性を求め、国際結婚をする傾向にある。彼女らは国際結婚市場において相手の個人的属性よりも、価値の高い「場の資源」の魅力に引かれていると考えられる。⁽¹³⁾ そして魅力的な「場所」に移住するために、相手の男性との取引において価値をもつ若さという資源を交換に持ち込んでいる。それに対して、韓国で結婚難に直面している男性は、経済的に優位な国

という「場的資源」を結婚に利用している。資源が少ない女性は、出国という障壁を乗り越える資源がないため、結婚という手段を利用して出国の目的を果たしている。出国の壁が低くなれば、結婚という手段を利用して出国する女性は減ると思われる。

二 江蘇省如皋市における結婚による社会移動

(一) 如皋市の概況およびデータ

如皋市は江蘇省の南東に位置している沿岸都市である。一九九〇年まで如皋県であったが、一九九一年には如皋市に改められた。総面積は一、四七七平方キロメートルで、人口(一九九〇)は一四五万人(うち農村人口二八万)である。同市は一〇の鎮と四三の郷を管轄している。江蘇省は交通の便が良く地理的に恵まれており、経済発展が進んで地域である。江蘇省は結婚による流入人口が多く(一九九〇年第四次人口調査では江蘇省に結婚によって流入した人口は二〇万で、全国で最も多い)、離婚率は低い(表1を参照)、売買婚が多いという特徴がある。

以下のデータは、杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅の「対外来妹婚育管理情况的調査与思考」(一九九五)によるものである。杜、珍、馬らは、結婚によって流入した女性が最も集中した薛窑、石庄、江安の三つの地域を調査地点として選び、さらにその三つの地域における一五の「郷鎮」の二四六村を調査対象地として選んだ。これらの三つの地域は如皋市の西南部に位置しており、経済的条件が相対的によくない地域である。杜、陳、馬らは、郷鎮の「計画出産」管理員や村婦女主任など三〇〇人を動員して、この調査対象地で、一九九〇年から一九九四年の四月までに結婚によって流入した一、五九六名の結婚女性のサンプルをとった。以下はその女性を対象とした分析の結果である。

(二) 都市郊外の農民男性と山村女性の結婚

一九九〇年から、如皋市の薛窑、石庄、江安の三つの地域では、結婚によって貧しい農村から移住する女性が年々増加している(表7)。先に定住した女性が故郷の親戚、友人、近隣を紹介することを通じて、移住のネットワークが形成されるため、移住は年々増加する傾向にある。

こうした増加の背景には、結婚による女性の流入を幹部・大衆が歓迎しているということがある。というのは、薛窑、石庄、江安は如皋市では経済的に遅れている地域であり、女性の流入は、地元で結婚できない男性の増加という問題を解決しているからである。如皋市の郊外の農村男性は、地元で結婚相手を探すことが困難なため、資金を貯めてから紹介人を通じた外部の農山村の女性との結婚を求める。

女性側をみると、出身地が経済的に貧しく、交通の不便な農山村であるため、若い女性は地元を離れたという願望が非常に強いという。結婚によって如皋市に流入した女性の出身地は、全国の二〇の省の農村にわたるが、貴州省、四川省、湖北省、湖南省、安徽省の貧しい農村から流入した人々が、全体の九七パーセントを占めている(表8)。

しかしこうした女性たちは、地元を離れたという願望が強いにもかかわらず、都会に移住するために必要な高学歴という資源を所有していない(表9)。結婚によって流入した女性のうち、六四・八パーセントの女性は非識字者または小学卒であり、約九九パーセントの女性が高校も卒業していない。これらの女性は年齢が若く、結婚の法定年齢(女性二〇歳)に達していない女性も一〇パーセント程度見られるという。

(三) 地域格差と売買婚

如皋市の都市郊外の男性と山村女性との結婚は、ほとんどが売買婚である(表10)。男性側に目を向けると、如皋市の経済の発展が遅れている農村部では、社会経済的地位の低い貧しい者や身体障害者などの男性が結婚難に直面している。そこで、これらの男性は地元の「場の優位」を利用して貧困地域の農山村に結婚相手を探し求めている。男性が結婚のため

表 7 結婚によって江蘇省如皋市に流入した女性の数
単位：人

年度	1990	1991	1992	1993	1990-1994 (1-4月)	総計
人数	53	93	195	796	459	1,596

注：杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅により作成。

表 8 結婚によって江蘇省如皋市に流入した女性の本籍地
単位：人

省別	貴州	四川	湖北	湖南	安徽	その他	総計
人数	893	223	272	96	64	48	1,596
総計に占める比	56.0%	14.0%	17.0%	6.0%	4.0%	3.0%	100.0%

注：杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅により作成。

表 9 結婚によって江蘇省如皋市に流入した結婚女性の学歴
単位：人

学歴	非識字者	小学校	中学校	高校	総計
人数	241	794	540	21	1,596
総計に占める比	15.1%	49.7%	33.8%	1.3%	100.0%

注：杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅により作成。

表 10 男性が結婚に支払った金額

単位：万元

種類別	紹介費	妻の実家	旅費	総計	一人平均
金額	111	608	158	877	0.55
全額に占める比率	12.7%	69.3%	18.0%	100.0%	

注：杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅により作成。

に使った総費用は八七七万元（約一億二六〇〇万円）である。その内訳をみると、男性は平均六九・三パーセントの金額を女性の実家に支払っており、一八パーセントの金額を旅費として使っており、一二・七パーセントを紹介者に支払っている。男性が結婚のために支払った費用は一人平均五、五〇〇元（約八万円）である。

一方で居住地が貧しく、交通も不便であるという地理的・経済的悪条件のため、農村女性は地元を離れたという願望が強く、他方で、如皋市では都市部の女性を配偶者としてみつけれない男性がおり、そのため貧しい農山村の女性と都市部の農村男性のニーズが一致することになる。杜、陳、馬らによれば、如皋市の都市郊外の農民男性と山村女性の結婚の九四パーセントは夫婦関係が安定しており、その理由は、江蘇省は生活条件がよく、生活が山村より良いからであるという。男性側の家族は、せっかく金で買ってきた嫁だし、生活に慣れないと嫁が逃げる可能性もあることから、嫁との関係に対して特別な配慮を払うため、結婚に満足している嫁も多いという。しかし、すべての女性が結婚に満足しているわけではない。また、都市と農村の経済格差は年々拡大しているため、結婚による農村女性の都市移住は増加しているのである。杜、陳、馬らによれば約六パーセントの女性は結婚に満足しておらず、折を見て逃げてしまうという⁽¹⁴⁾。

また、都市郊外の男性と山村女性との結婚に際して、結婚を斡旋するブローカーが人々を騙して莫大な利益を得ることも報告されている。一九九三年、貴州省と雲南省のブローカーは二七名の女性を騙して如皋市の農民男性に売り、七万七千元（約一二〇万円）を騙し取った。人民法院では、一九九四年にこうした結婚詐欺事件で、四人を死刑にしたという。

要するに、貧しくて交通の不便な地方農村という「場的資源」の制約を受けている女性にとって、都市郊外の農村部は大きな価値を持つ場所となる。さらに学歴の低さという資源的制約、農村戸籍という制度的制約（中国では農村戸籍を持つ者は都市への移住が制限されている）のために、女性たちは売買婚という手段を使っても地元から離れようとするのである⁽¹⁵⁾。彼女らが都市部に移住するにあたって利用できる唯一の資源は、年齢の若さだけである。

三 考 察

以上の分析から、個人が所有している資源は婚姻行動に大きな関連があることが確認された。ここでは、アメリカの先行研究を踏まえて、得られた知見を要約的に考察する。まず職業・収入資源と結婚破綻との関連について、ある研究は、職業的地位の低さが結婚破綻率の高さと関連しており、夫の失業が離婚と関係していると指摘する⁽¹⁶⁾。また、夫が長期的に失業している場合に離婚の可能性が高くなるとされる⁽¹⁷⁾。延辺の調査では、統計データでは確認できなかったが、延辺人民法院のヒヤリングにより、無職、日雇い労働者、まとまった収入がない者に離婚が多いという情報が得られた。またS街道の離婚原因の調査でも、夫の失業が離婚をもたらしやすいことが明らかとなった。会社の倒産、事業の失敗による夫の失業は、夫側の資源が大きく減少することを意味するため、離婚増大をもたらす大きな要素となっているようである。

次に、収入と結婚安定度・結婚破綻との関連をみてみよう。結婚が安定するのは、女性の収入が男性より相対的に低い場合で、こうした場合には、不満足な結婚でも解消することは経済的に困難となる⁽¹⁸⁾。結婚が破綻しやすいのは、夫と妻の収入が互いに相対的に近い水準か妻が若干多い場合で、妻の収入が夫よりはるかに多い場合には逆に結婚破綻率は低くなる⁽¹⁹⁾。また職業・収入・学歴のうち、家族収入の効果が大きく、結婚安定に対して職業的地位や学歴より大きな影響を与える⁽²⁰⁾。これらの知見はアメリカを対象としているが、日本やアメリカと中国とは賃金構造に根本的な違いがある。それは、前者では一般に、夫の収入で妻と子どもを養えるということである（もちろん、夫の賃金が低いために妻が働く場合もあるが）。これに対して、中国の一般的家族では、男性も女性も賃金を低くおさえられているため、妻が働かなければならない。延辺の場合、収入は数値では確認できなかったが、離婚の原因をみると、夫の収入がないことを離婚の原因としてあげた妻が多い。夫の収入がないと、家族経済が成り立たないため、結婚破綻が起きることが多いのである。現在の妻たちは、夫の経済的役割を強く求めている。夫がそうした「道具的役割」を果たさない場合、離婚を突きつけられてしまうこ

が多い。

婚姻行動と学歴資源との関連についてみると、GlickとNortonは、社会的規範や学歴資源が結婚・再婚行動に与える効果は性別により異なるということを指摘している⁽²¹⁾。彼らの調査では、社会規範は男性が若い女性と結婚することを奨励しているが、女性の場合には逆であることを明らかにしている。一般的に、高学歴の男性は結婚のための経済的資源をもっている。しかし、男性の高学歴は結婚を可能にする経済的資源であるのに対して、女性の高学歴はそうではない。というのは、高学歴の女性は、経済的に自立できるため、経済的援助を受けるために結婚する必要がないからである。学歴と結婚安定、結婚崩壊との関連をみると、延辺中級人民法院のヒヤリングでは学歴が低い階層に離婚が多い。これは、高学歴者が少ないためであるかもしれない。しかし国際結婚をする女性は、高校卒以下の学歴の者が大半であり、大卒以上の高学歴者はほとんど含まれていない。このことから、高学歴の女性は、経済的に自立できるため、離婚後、経済的援助を求めて国際結婚を選択することは少ないと考えられる。これに対して、低学歴の女性の場合は、経済的に自立しにくく、生活を維持していくためには経済的に依存できる夫が必要であると思われる。結婚によって江蘇省如皋市に流入した女性の場合も高校を卒業していない女性が約九九パーセントを占めている。このように、結婚・再婚・国際結婚に低学歴の女性が集中しているのは、彼女たちに社会経済的資源が少ないため、経済的安定と上昇移動の道として結婚を利用せざるを得ないからであると考えられる。

年齢という資源と婚姻行動との関連については、結婚年齢と結婚崩壊も関連があることが知られている。研究では、二〇歳以下でなされた結婚は崩壊しやすいといわれている。家族発達理論によると、社会規範が許容するよりも早い年齢で結婚することは、その後の家族行動に影響を与えることになる。というのは、早婚は結婚を成功させるための情緒的・学歴的・経済的資源を獲得する機会をなくしてしまうからである。しかし、家族発達理論は、二〇代以下で結婚した夫婦が崩壊しやすい理由を説明できても、年齢の若さという資源が結婚・再婚の可能性を与えるという点を見逃している。社会的経済的資源がなくても、女性には結婚・再婚に利用できる資源として、年齢の「若さ」があるのである。今回の調査では、

職業・学歴・収入といった社会経済的資源がない女性は、年齢の若さという資源を結婚・離婚・再婚・国際結婚における交換のための資源として利用していることが推測された。年齢という資源は、地域間・階層間の格差の大きい中国社会では、女性の上昇移動を可能にする手段としての機能を果たしているのではないかと考えられる。

社会移動としての国際結婚・結婚がなされるメカニズムについて、延辺では学歴などの資源を持たないが年齢の若い女性が国際結婚をする傾向があり、如皋市では年齢以外の資源を持たない農村の女性が結婚により都市部へと移動する傾向があった。配偶者選択過程を、「結婚市場」において当事者が複数の選択肢を比較考慮しつつ互いに交換を行う過程として捉える交換理論からは、この知見は、中国戸籍制度と出国の難しさという制度的条件のもとでは、結婚以外に社会移動の手段を持たない女性にとって、結婚はいまだに大きな魅力を持つ選択肢であり、結婚が選択される過程では自身の若さという資源と、配偶者の有する場的・経済的資源とが交換されているのだと解釈できる。

最後に、本稿で扱った国際結婚や結婚による社会移動という現象が提起する問題を論じよう。研究者の一部は延辺の国際結婚が売買婚であると指摘しているが、それは正しくない。なぜなら、批判の対象となっている紹介所やブローカーが媒介する国際結婚では、女性が紹介費を払うのは自発的行為であり、男性側が女性に多額の金銭を払うこともないからである。むしろ女性の意志を無視した売買婚という名称が当てはまるのは如皋市のケースである。もしも戸籍制度によって女性の自由な地域間移動が阻まれていなければ、女性が売買婚を主体的に選択することはないであろう。この意味で、如皋市の結婚による社会移動は社会問題であると言えることができるのである。

結 論

学歴・職業・収入の格差が大きい中国社会では、社会的地位を改善するために結婚を利用する女性が急激に増えている。中国では、学歴、職業、収入といった個人的資源の少ない女性が、経済的安定と上昇移動の手段として結婚を利用して

る。こうした社会経済的資源が乏しい女性は、若さという年齢的資源を結婚に持ち込んでいる。これらの女性は、「貧しい現状を離れたい」「豊かな生活をしたい」という動機が何より優先し、結婚相手側の個人的属性よりも、「場の資源」（経済的に地元より優位な場所）を重視しており、感情に基づいた結婚がなされていない。つまり、これらの女性と男性の結婚は、女性側の年齢的資源と、男性側の居住地の「場の優位な資源」との交換により成り立つという特徴をもっている。一方で高学歴・高収入の女性は、経済的に自立できるため、経済的援助を受けるために結婚・再婚・国際結婚を積極的に選択しない。これらの女性においては、経済的安定よりも愛情に基づく結婚を行うべきという規範が強くなっていると思われる。

農村でも都会でも、女性は自分より下層の相手と結婚することが少なく、経済的地位の高い男性を選ぶ傾向が強い。それに対して、男性は経済的地位の低い女性を選ぶ傾向が強い。社会経済的資源が少ない女性は、若い年齢という唯一の資源を使って農村から都会へ、あるいは都会から外国へ結婚・再婚によって移住するのである。現代中国における婚姻による地域移動は、地域間の経済的格差、学歴・職業・収入の地域間格差が相対的に小さくならない限り、今後も増加するであろうと思われる。

追記・中国の普通離婚率を提示している文献には、算出方法が離婚件数ではなく、離婚人数で表されているために、二倍以上の数値を示しているものが非常に多いことに、筆者は最近、気づいた。中国の一部の人口年鑑や日本の研究者の文献にも間違ったデータをそのまま用いていることがあるので、注意が必要であろう。

注

- (1) 熊郁・劉愛民 一九九〇「我国七四城鎮人口の婚姻特征和婚遷原因分析」『社会学研究』第六期、一〇三〜一〇七頁。
- (2) 張萍 一九九九『中国の結婚問題』新評論。

(3) 崔吉城 一九九八「中国朝鮮族の漢族との結婚と民族的アイデンティティ」『比較家族史研究』第一三号、六〇頁で国際結婚（涉外婚姻）について挙げられた数値などには誤りがある。まず崔氏の言う「延辺自治区」は、正しくは「延辺自治州」。また、「涉外婚姻の相手は圧倒的多数（九五パーセント）」は何から算出された割合であるのか不明である。さらに、「一九九〇年には二人、一九九一年には三四人、一九九二年には六二人、一九九三年には六二五人（正確な数値は六二二人）になった」は、韓国人と延辺自治州内の人との結婚ではなく、涉外結婚をした延辺自治州朝鮮族の人数である。また、涉外結婚のうち、朝鮮族再婚者のパーセンテージも二四パーセントではなく、正しくは延辺朝鮮族の国際結婚の二七パーセント（朝鮮族八七九人のうち、再婚者は二三七人）。正確な数字は表3を参照。

(4) 熊郁・劉愛民 前掲、一〇三〜一〇七頁。

(5) 社会移動を二種類に分け、階層的に同じレベルの地位間の移動を水平移動、異なるレベルの地位間の移動を垂直移動という。本稿で論じている社会移動とは後者である。垂直移動には上昇移動と下降移動があるが、本稿で論じているのは前者である。本稿で論じている上昇移動とは、社会移動のうち、社会的地位のより高い階層への移動を指す。

(6) 杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅 一九九五「対外來妹婚育管理情況的調查与思考」『人口与經濟』一号、三二〜三四頁。

(7) 李承梅 一九九四「延辺朝鮮族女性的國際結婚」『女性研究』延辺大学出版社、二〇〇〜二二七頁。

(8) 揚魁孚主編 一九九五「中国少数民族人口」中国統計出版社、四二二〜四二三頁を参照。

(9) 竹下修子 一九九五「日米における離婚の社会学的考察」『金城学院大学大学院文学研究科論集』第一号、七四頁の図1-3を参照。

(10) 「性格の不一致」については、具体的な内容を把握することが困難であり、不明な点が多い。「性格が合わないのといつても喧嘩が絶えない」とか、「性格、趣味が合わない」とか、単に「性格が合わない」と答えた妻が多い。

(11) 加藤美穂子 一九九四「中国の家族法の諸問題」敬文堂、二〇七〜二二〇頁では、女性の要求通りに財産と金銭を与えて離婚することを「高額離婚」と呼び、こうした離婚では女性の権利保護が等閑視される危険性があることを指摘している。

(12) 李善姬・金順姫 一九九七「延吉市婚姻現状分析」『延辺婦女』第四期、二三〜二六頁を参照。

- (13) 本稿の「場的資源」とは、経済的に優位であり高い価値を付与される場所や居住地をさす。場所には価値の高いものとそうでないものがある。こうした価値の高い場所への移住が困難な場合に女性は結婚という手段を用いることがあるというのが、本稿の主張である。
- (14) 一九九〇年に石庄区高井郷では、二八名の女性が逃げているし、一九九四年にある村では、六〇〇〇元で貴州省の女性を買ってきたが、二〇日もたないうちに逃げてしまったという。
- (15) 加藤美穂子 一九九九『経済改革・開放政策に対応できなくなった中国の戸籍(戸口)制度』現行戸籍制度五〇年の歩みと展望』日本加除出版社株式会社。加藤氏は、「現行戸籍制度は、その政策により人が一生涯、さらに祖先から孫までがただ一地方に居住することしかできなくさせている」ことの指摘、さらに現行の戸籍制度は、身分差別、就業機会や利益の分配の不平等、教育程度の差異などの差別を造成するとの批判および制度改正の提案を紹介している。
- (16) Furstenberg, F. F., Jr. 1976, Premarital Pregnancy and Marital Instability. *Journal of Social Issues*, 1, 67-86.
- (17) Coombs, L. C., & Zumeta, A. 1970, Correlates of Marital dissolution in a Prospective Fertility Study: A Research Note. *Social Problems*, 18, 92-102.
- (18) Cherlin, A. 1979, Work and Marital Dissolution. In G. Levingger & O. Cmoles (Eds.), *Divorce and Separation: Context, Causes and Consequences*. New York: Basic Books.
- (19) Hecert, T. C. Nowak, & K. A. Snyder, 1998, The Impact of Husbands, And Relative Earnings on marital Disruption, *Journal of Marriage and the Family*, 60, 690-703.
- (20) Coombs, L. C., & Zumeta, A. 前掲論文。
- (21) Glick, P. C., & Norton, 1979, A. J. Marrying, Divorcing, and Living together in the U. S. Today. *Population Bulletin*, 32 (5).

文献

有地亨・老川寛編、一九九二、『離婚の比較社会史』三省堂。

徐安琪、一九九四、「中国離婚現状、特点及其趨勢」、「上海社会科学院學術季刊」、上海社会科学院學術季刊編。

加藤恵美子、一九九七、「中国の協議離婚制度事情」、「白鷗法学」、第9号。

林明鮮、一九九七、「中国における離婚と改革開放」——中間集團の機能変容に着目して——、「名古屋大学社会学論集」、第18号。

林明鮮、一九九九、「計画経済時代における中国の離婚——一九五〇年から一九七八年まで——」、「名古屋大学社会学論集」、第20号。

野々村久也著、一九八五、「離婚の社会学」、日本評論社。

利谷信義・江守五夫・稲本洋之助編、一九八八、「離婚の法社会学」、東京大学出版会。

Sussman, Marvin B. and Steimetz Suzanne K., 1987, *Handbook of Marriage and the Family*, Plenum Press.

曾毅編、一九九五、「中国八十年代離婚研究」、北京大学出版社。

孫文蘭、一九九一、「離婚在中国」、中国婦女出版社。

William J. Goode, 1993, *World Changes in Divorce Patterns*, Yale University Press.

(名古屋大学大学院 社会学専攻)